

資料 1

「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究」開催要綱 (案)

1 背景・目的

郵便におけるユニバーサルサービスの在り方等については、規制改革推進3か年計画（閣議決定（平成20年3月25日））において、郵便のユニバーサルサービスの在り方及びその確保方策等について、平成21年度までに結論を得ることとされている。

一方、当省では、当該課題については、「郵便・信書便制度の見直しに係る調査研究会」において、新規事業者の参入条件以外の新たなユニバーサルサービス確保の在り方等について検討を行い、平成20年7月にまとめられた最終報告では、「行政当局においては、あるべき制度の実現に向けて、郵便のユニバーサルサービスの範囲・水準等の在り方及びコスト補填策を中心としたユニバーサルサービスの新たな確保方策についての検討を早急に開始すべきである」とされている。

上記の動きを受け、今回、郵便におけるユニバーサルサービスの在り方の議論を更に深めることを目的として、調査研究会を開催する。

2 名 称

本会合は、「郵便におけるユニバーサルサービス確保のあり方等に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討内容

- (1) ユニバーサルサービスコスト算定の前提となる役務別コストの整理の在り方
- (2) ユニバーサルサービスの算定方法の検討とその確保方策等

4 構 成

研究会の下に、「ユニバーサルサービスに関するワーキンググループ」及び「役務別コストの整理の在り方に関するワーキンググループ」を開催する。

5 運 営

(1) 研究会

- ① 研究会は、総務省情報流通行政局郵政行政部長の研究会として開催する。
- ② 研究会には、座長1名と座長代理を置く。
- ③ 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は研究会構成員の中から座長が指名する。

- ④ 座長は、研究会を招集し、主宰する。
 - ⑤ 研究会は、専門的な事項を調査研究するため、ワーキンググループを開催することができる。
 - ⑥ 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
 - ⑦ 座長は、上記のほか、研究会の運営に必要な事項を定める。
- (2) ワーキンググループ
- ① ワーキンググループは、研究会の構成員及び構成員以外の有識者による構成とする。
 - ② ワーキンググループの運営については、研究会の運営方法を準用する。

6 開催期間

平成20年9月から開催し、平成21年1月に役務別コストの整理方法に関する中間報告、21年6月にユニバーサルサービスに関する中間報告、平成22年3月を目途に最終の取りまとめを行う。

7 庶務

調査研究会の庶務は、総務省情報流通常行政局郵政行政部郵便課において行う。

構成員

(五十音順、敬称略)

調査研究会

いで
井手
せきぐち
関口
つじ
辻
とうかい
東海
みむら
三村

ひでき
秀樹
ひろまさ
博正
まさつぐ
正次
みきお
幹夫
ゆみこ
優美子

(慶應義塾大学商学部 教授)
(神奈川大学経営学部 准教授)
(兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科 教授)
(青山学院大学経営学部 教授)
(青山学院大学経営学部 教授)

ユニバーサルサービスに関するワーキンググループ

せきぐち
関口
つじ
辻
みむら
三村
やながわ
柳川
やました
山下

ひろまさ
博正
まさつぐ
正次
ゆみこ
優美子
のりゆき
範之
はるこ
東子

(神奈川大学経営学部 准教授)
(兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科 教授)
(青山学院大学経営学部 教授)
(東京大学大学院経済学研究科 准教授)
(明海大学経済学部 教授)

役務別コスト整理の在り方に関するワーキンググループ

しらやま
白山
せきぐち
関口
とうかい
東海

しんいち
真一
ひろまさ
博正
みきお
幹夫

(監査法人トーマツ パートナー)
(神奈川大学経営学部 准教授)
(青山学院大学経営学部 教授)